

松江市観光シェアサイクル導入・運営業務委託仕様書

1 業務名

松江市観光シェアサイクル導入・運営業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託目的

本市には、国宝松江城をはじめ堀川が巡る城下町の姿や宍道湖・中海・日本海などの美しい「水の都」の風景とともに、数多くの魅力的な観光資源が点在している。本年9月からは小泉八雲・セツをモデルとしたドラマの放送も始まり、多くの観光客が本市を訪れることが期待されている。こうした中で、市内に点在する観光スポットを結び、周遊型観光の促進を図るとともに、二次交通が脆弱なエリアへの移動手段として、電動シェアサイクル導入に取り組むもの。

4 実施場所

本市市域全域

5 業務内容

市内10カ所にサイクルポート、50台の電動アシスト自転車を設置し、シェアサイクル事業を実施するもの。

(1) 役割分担

ア 発注者（松江市）

- ・シェアサイクル事業全体の総括
- ・市民等への周知、広報（市ホームページ、市報、市公式 SNS）

イ 受注者

- ・業務運営（利用者の募集・登録、料金徴収、サイクルポートのメンテナンス、周辺清掃、自転車の回収・再配置・メンテナンス、苦情・問い合わせ対応等）
- ・本業務に必要な物品の調達、設置、維持管理、原状回復
- ・サイクルポート設置箇所の利用調整、占用手続き
※利用調整にあたっては発注者も一部支援を行う。
- ・シェアサイクルに係る違法駐輪対策（利用者への周知、自転車の回収、苦情対応）

等)

- ・利用者（観光客、市民）に向けた周知広報、利用率向上に向けた取り組み
- ・利用者へのアンケート調査
- ・各種データの収集、整理、分析と発注者が求めるデータの提供
- ・業務の改善提案
- ・事業報告書の作成

※上記以外の業務を行う場合は、協議により決定する。

(2) 費用負担

- ・利用料金並びに付帯事業収入及び発注者からの委託料をもとに、独立した事業として採算が取れるよう運営すること。なお、採算が取れないことを理由とした委託料の増額は行わない。また、収入が支出を大幅に上回るがあった場合、サービス還元につながる施策に取り組むこと。
- ・業務期間内における発注者からの委託料総額は、契約締結時に設定する。
- ・サイクルポート用地及び付帯設備（電源や水道等）の使用または占有に係る費用については受注者の負担とする。
- ・本業務に使用する自転車が放置されたことにより発生した「松江市自転車等放置防止に関する条例第13条」に基づく費用は受注者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、受注者が責任をもって対応処理すること。当該その他関係法令に基づく罰金等も上記と同様とする。
- ・違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去または移転する必要が生じた場合は、受注者の負担により対応する。

(3) 備品の調達

本業務を実施するために必要となる物品（機械装置、車両運搬具、工具、器具等という）はすべて受注者が調達・整備・管理すること。

なお、受注者が本業務を実施するために購入し、又は製造した電動アシスト自転車、サイクルポート、自転車ラック、ヘルメット、シェアサイクルシステム一式、その他購入した物品のうち、発注者が指定する物品の所有権は、受注者が検収又は竣工の検査をした時をもって発注者に帰属するものとし、同時に発注者は、発注者に帰属した物品を受注者が使用することを認める。

ア 自転車の仕様

- ・地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。

※デザインは別途、協議により決定すること。

- ・自転車の台数は50台とする。
- ・車種は電動アシスト自転車とすること。
- ・ヘルメットは自転車の台数と同数を準備すること。
- ・制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- ・長距離の使用を想定し、十分な容量の電池を装着すること。
- ・自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載し、また防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- ・自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

イ サイクルポートの仕様

- ・地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
※デザインは別途、協議により決定すること。
- ・サイクルポートには、原則として自転車ラックを設置すること。また、自転車1台につき1基以上のラックを用意すること。
- ・無人で貸出・返却が可能な仕様とすること。
- ・設置及び撤去が容易なものとする。
- ・サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

(4) シェアサイクル事業の運営

ア サイクルポート、自転車の設置

(ア) 設置箇所について

- ・サイクルポートの設置箇所は受注者の提案によるものとする。観光入込等のデータに基づき、設置箇所の有効性を示すこと。
また、提案にあたっては土地所有者、施設管理者、交通管理者から承諾が得られる見込みがあることを前提とする。
最終的な設置箇所の決定は発注者と受注者の協議により決定する。
- ・事業開始後のサイクルポートの新設や移設、自転車の増設は協議により決定するものとし、新設・移設・増設に係る費用は受注者の負担とする。

(イ) サイクルポート・自転車の設置について

- ・サイクルポートの設置にあたって、安全性・耐久性に配慮した設計・施工とし、

施工方法は事前に発注者に協議すること。

- ・電動アシスト自転車については1ポートにあたり、最低設置台数を2台とし、ポートごとの自転車数は受注者の提案によるものとする。
- ・サイクルポートは違法駐輪が発生しないよう万全を期すること。
- ・公共工事や松江市が主催するイベント等で一時的にサイクルポートの撤去が必要となる場合は、受注者の負担で対応すること。

(ウ) その他

- ・自転車及びサイクルポートには受注者の連絡先を表示すること。
- ・サイクルポート・自転車の設置にあたり、電源が必要となる場合は受注者にて確保すること。
- ・サイクルポート若しくはその付近で乗車用ヘルメットの貸出・返却ができる環境を整えること。
- ・自転車及びサイクルポートは、安全に運用するため、定期的にメンテナンスを行うこと。

イ 利用方法等

- ・IoTを活用し、利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また借りたサイクルポートと別のサイクルポートでも返却可能なシステムとすること。
- ・市内在住者や観光客、外国人等、多くの利用者がスマートフォンやインターネットから簡易に利用登録ができ、即日で利用が可能なシステムとすること。
- ・IoTを活用し、利用者が各サイクルポートと自身の位置情報を把握できるシステムとすること。
- ・料金の收受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー（交通ICカードを含む）、キャリア決済のうち1つ以上が利用できるようにすること。
- ・利用方法等は、利用者にとってわかりやすいものとし、ポートでの説明など工夫をこらすこと。

ウ 運営方法

(ア) 運営体制の構築について

- ・統括責任者を選任し、事故、トラブル等には早急に対応できる体制を構築すること。
- ・利用者からの問い合わせ・苦情等に対応するためのコールセンターを設置すること。
- ・また、事業の実施にあたっては市内の公共施設や民間の宿泊・飲食施設などの協力を得ることで、地域が一体となり、シェアサイクルを支える機運の醸成に

取り組むこと。

(イ) 運営時間について

- ・シェアサイクルは原則24時間365日使用できること。ただし、サイクルポート用地の施設管理者との協議により貸出・返却の時間制限を設ける必要があると判断される場合はこの限りではない。

(ウ) シェアサイクルの利用促進に係る施策について

- ・シェアサイクルの利用促進に対して取り組むこと

(エ) サイクルポート・自転車のメンテナンス及び周辺の清掃について

- ・自転車のバッテリーについては、遠隔で使用状況を管理できるようにし、充電・交換を適切に行うこと。
- ・サイクルポート・自転車のメンテナンスは適宜行うこと。
- ・サイクルポート周辺の清掃は定期的に行い、利用者が快適に利用できる環境を整備すること。

(エ) 自転車の再配置・放置自転車の対応について

- ・サイクルポートに設置された自転車数に偏りが生じた場合には、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。
- ・サイクルポートに本業務と関係のない自転車が停められないよう工夫するとともに、停められていた場合は早急に適切な対応を行うこと。
- ・本業務で使用している自転車がサイクルポート以外に放置された場合は、早急に回収すること。

(オ) 広域周遊への取組

- ・一畑電車が取り組んでいる「レール&サイクル」の活用や「サイクル&ライド」を活用した利用促進に取り組むこと。

(カ) アンケート調査の実施について

- ・利用者に対し、次の内容のアンケートを行うこと。
シェアサイクルの満足度とその理由、サイクルポートの希望場所、適正だと考える料金、その他発注者が指示する事項。

(キ) その他

- ・資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の業務実施に伴うリスクについては、すべて受注者の負担とすること。
- ・利用者のけがや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。
また、管理上の事故、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- ・道路交通法の一部改正に伴うヘルメットの着用努力義務に関して、利用者に周知し、着用を促進すること。

エ 利用料金、収支等

- ・多くの人に利用いただけるよう適切な料金設定にすること。
- ・デポジット料金を採用する場合は、事業終了などを理由に利用者が返金を希望する場合は確実に料金を返金すること。
- ・本業務における利用料金及び付帯事業等の収入は、すべて受注者に帰属する。

オ 原状回復

- ・事業実施期間終了後は、事業運営のために設置した自転車及びサイクルポート等を受注者の負担で撤去し、原状回復を行うこと。ただし、発注者が撤去及び原状回復の必要がないと認める場合には、この限りでない。

6 成果品

受注者はシェアサイクルの利用状況、再配置状況、移動データ、収支状況、その他発注者と協議の上決定したデータを収集、整理、報告すること。

報告書の種類	提出時期	内容
月次報告	該当月の翌月10日まで	毎月の利用状況、再配置状況、問い合わせ・苦情等の記録、その他発注者が必要とするデータ
年度報告書	令和8年3月31日まで	年度中の利用状況、再配置、収支、課題、改善提案等

※年度報告書のデータ集約日は別途、発注者と相談すること。

7 個人情報

受注者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

8 その他

- ・本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者との協議により、発注者が本事業の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。

なお、再委託先の行為については、受注者がすべての責任を負うものとする。

- ・受注者は発注者から貸与した物品を本委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- ・受注者は、委託期間中においては発注者から貸与された物品について滅失又は毀損した場合は、当該物品について補修、部品の取替等を行うことにより、原状に回復しなければならない。ただし、必要に応じて発注者と受注者が協議をして対応を行う。

9 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

松江市観光部 観光振興課 担当 河原、石川

電話：0852-55-5214

FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakariatmarkcity.matsue.lg.jp

※atmark は@へ読み替えるものとする。